

定住促進を応援します！

8

空き家・土地バンク制度

内 容／町内の空き家を空き家バンクに登録し、移住希望者等へ売買や賃貸を行うことで定住促進を図るものです。

対 象／町内に空き家を所有する所有者及び町内に居住を希望する利用者

助成内容／九重町空き家・土地バンクに登録し、契約が完了した際に空き家活用定住促進事業が利用できます。

手 続 き／①事前の問い合わせが必要です。

②受付期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

③提出書類または申請に必要なもの

〔所有者〕九重町空き家・土地バンク登録申請書、同意書、本人確認書類の写し、登記簿謄本

〔利用者〕九重町空き家・土地バンク利用登録申込書、誓約書、本人確認書類の写し

④注意点：空き家物件登録に関しましては、現地調査を行います。

申込み・お問い合わせ 観光・地域振興課 地域振興グループ ☎0973-76-3150

若者や子育て世帯の移住定住を応援します！

9

九重町若者・子育て世帯移住定住支援補助金

内 容／若者世帯や子育て世帯の町内の移住定住を促進し、地域活性化を図るために住宅等を購入した方を対象に補助金を交付するものです。

対 象／町内で居住用に住宅を取得(新築・中古物件購入等)した若者世帯(※1)又は子育て世帯(※2)

※1 若者世帯・・・年齢が夫婦ともに40歳未満の世帯

※2 子育て世帯・・・18歳未満の子を扶養する世帯

助成内容／ 定額 100 万円

・中古物件の場合は、購入金額が 300 万円以上に限る

手 続 き／①受付期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 19 日

②新築の場合は工事請負契約を締結し、中古物件購入の場合は売買契約を締結してから 1 年未満の世帯(令和8年4月1日以降に契約された方が対象となります)

③申請日から 10 年以上、九重町内に定住の意思があること。

④3親等以内の売買契約等は対象外となります。

⑤他の類似補助金の交付を受けていないこと。

⑥事前の問い合わせが必要で、予算の定める限りとなります。

申込み・お問い合わせ 観光・地域振興課 地域振興グループ ☎0973-76-3150

同居を応援します！

10

九重町多世帯同居リフォーム支援事業

- 内 容**／子どもを安心して生み育てられ、高齢者が安心して暮らすことのできる住環境を創出するため、新たに多世帯で同居するために必要となる改修工事について補助金を交付するもの。
- 対 象**／新たに多世帯同居を開始する方で、補助金の交付を受けてから 60 日以内に同居を行う方。助成内容における補助対象経費が 30 万円以上であること。
- 助成内容**／〔補助対象経費〕玄関の改修工事、浴室及び脱衣所の改修工事、便所の改修工事、台所の改修工事や増改築などの同居のために行う工事
〔補助金の額〕 補助対象経費の 2 分の 1 以内 上限 100 万円
- 手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。
②受付期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 28 日
※令和 9 年 3 月 31 日時点で工事が完了している必要があります。
③提出書類または申請に必要なもの
補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書（町内在住者）、
居住地における完納証明書（町外在住者）、世帯員全員の住民票（町外在住者）、
工事にかかる図面の写し、工事にかかる見積書の写し
④注意点：・予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。
・工事は町内業者で、事前着工は認められません。

申込み・お問い合わせ 観光・地域振興課 地域振興グループ ☎0973-76-3150

若者の就労を応援します！

11

九重町若者地元就職支援金事業

- 内 容**／若者の地元就労及び移住者の定住促進を図るため、常用雇用者として雇用された方に対し就職支援金を交付するもの。
- 対 象**／〔対象者〕
①当該年度の4月1日から8月31日までに事業主に雇用された者
②当該年度の前年度9月1日～3月31日までに事業主に雇用された者。
③町内に住所を有し、交付決定の日以後、10年以上九重町に定住する意思がある者。
④雇用された日以後、6カ月以上、同じ事業所に継続して就労する意思がある者。
⑤町税等の滞納がない者
⑥地域活動への参画の意思がある者
⑦当該年度の3月31日において、30歳未満の者
- 助成内容**／〔定額30万円〕・保育士・幼稚園教諭として町内保育所・幼稚園・こども園のいずれかに就業する者
・医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療業務に従事する者として町内医療機関に就業する者
・介護保険法に基づき、自宅における生活支援、日帰りで通う機能訓練・デイサービス及び施設における入所（入居）支援などのサービスを提供する町内事業所または施設に就業する者
・バス・タクシー運転手として町内事業所に就業する者
〔定額50万円〕・家業を継ぐ者
〔定額10万円〕・その他県内事業所に就業する者
- 手 続 き**／9月末までに認定申請書等を提出し、認定後に交付申請書等を期限までに提出してください。
※予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ 未来デザイン推進課 政策企画グループ ☎0973-76-3874

定住促進を応援します！

12

空き家活用定住促進事業

内 容／町内の空き家の有効活用により定住促進並びに地域活性化を図るため、本町に空き家を所有する者が空き家を賃貸の用に供する目的及び本町に定住しようとする者が住宅を確保する目的に必要な費用に対し、予算を定めるところにより補助金を交付するものです。

対 象／対象者は、九重町空き家バンクを介して売買及び賃貸契約をした者とし、この補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がない者（同一世帯員を含む）
- (2) この補助金の交付を受けてから10年以上空き家所有者においては当該物件を第三者（三親等以内の親族でないもの）に賃貸し、空き家利用者においては本町に定住する者。
- (3) 補助を受けようとする空き家に対して、他の制度による補助金の交付等を受けていない者。
- (4) 補助を受けようとする者は、売買及び賃貸契約後1年未満の者。
- (5) 移住応援給付金を受けようとする者は、県内の市町村内に住所を有していない者。

助成内容／[家財処分補助]

- ・空き家の所有者等が賃貸や売買を行うために家財等の不要物を処分する費用に対する補助
- ・補助率：10分の10以内（1,000円未満切捨て）
- ・限度額：10万円

[所有者改修補助]

- ・空き家の所有者が賃貸を行うために修繕や増築を行う費用に対する補助（工事費が30万円以上となるもの）
- ・補助率：3分の2以内（1,000円未満切捨て）
- ・限度額：100万円

[利用者改修補助]

- ・空き家に入居しようとする者が必要な修繕や増築を行う費用に対する補助（工事費が30万円以上となるもの）
- ※売買のみ
- ・補助率：3分の2以内（1,000円未満切捨て）
- ・限度額：100万円

[移住応援給付金補助]

- ・大分県外からの引越費用に対する補助
- ・補助率：10分の10以内（1,000円未満切捨て）
- ・限度額：20万円（子育て世帯や若年者世帯は加算あり）

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。

- ②受付期間：令和8年4月1日～令和8年12月28日
※改修工事等の工期があるものに関しては、令和9年2月28日時点で工事が完了している必要があります。
- ③提出書類または申請に必要なもの
補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書
※その他に申請する項目によって必要書類が異なりますので、問い合わせの際にご確認ください。
- ④注意点：・予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。
・工事は町内業者で、事前着工は認められません。